

■2011年度(2011.4-2012.3)

【東京弁護士会紛争解決センター】

番号	東京①	
申立年月日	2010年11月17日	
終了年月日	2011年5月12日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償(貸金)	
金融機関	信用金庫	
顧客	法人	
事案の概要	<p>顧客の立場: 顧客は、金融機関から、負債の一本化借換えの提案があり、当該金融機関への借換え作業に取り組んだが、すぐに借換えができるという顧客の当初の想定に反し、借換えの実行までに1年以上かかった。その間に資金繰りに苦しみ、取引先への支払いが滞って信用を失ったほか、一本化借換えのために想定を超える手間・コストをかけさせられる羽目になったとして、営業損害、役員の慰謝料等の損害賠償を請求した。また、借り換えた借入金の返済が延滞状態にあり、その借入金のリスケジュール、返済額減額等の条件変更を求めた。さらには、期日には、新規融資まで希望した。</p> <p>金融機関の立場: 金融機関は、借換え等の申請及び実行等に時間がかかったのは、すべて顧客側の事情に原因がある、借換えが成立した後は、毎月の元金返済が3分の1になったとして顧客から感謝すらされていたと述べた。その後、返済が滞り、すでに保証協会から代位弁済を受けているが、未払利息及び遅延損害金が残っており、これらを請求したいとした。</p>	
結果	和解成立	
経過	未払利息を一括で支払い、それを条件に遅延損害金全額を免除する。	
審理期間・期日回数	審理期間:177日, 期日回数:5回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京②	
申立年月日	2011年4月7日	
終了年月日	2011年6月29日	
紛争の種類・金融商品	リスケジュール(返済困難のため、返済条件の変更を求める)	
金融機関	信用組合	
顧客	法人	
事案の概要	<p>顧客の立場: 顧客は、過去2回リスケをしており、2回目のリスケ後に代表者が変更したため、現代表者の連帯保証が外れている状況であるが、通算3回目のリスケを求め、現代表者の保証には応じたくないとのことであった。</p> <p>金融機関の立場: 金融機関は、顧客が未払利息全額及び元本の一部を支払うこと、現代表者が連帯保証をすることを条件に、リスケに応じる、と述べた。</p>	
結果	和解成立	
経過	代表者が保証人になることを承諾し、金融機関はリスケに応じることとなった。	
審理期間・期日回数	審理期間:84日, 期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京③	
申立年月日	2011年4月14日	
終了年月日	2011年6月30日	
紛争の種類・金融商品	定期預金の満期払戻請求(定期預金)	

金融機関	農協	
顧客	個人, 女性	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は, 5年前に始めた定期預金の満期払戻金(満期2年)を金融機関に対し請求したが, 未だに払戻しを受けていないとして, その払戻しを求めた。	
	金融機関の立場: 金融機関は, 顧客本人の自宅に行って現金を渡しており, 受取証の交付を受けており, 対応する出金データもある, と述べた。もっとも, 現金を渡す際にその場で金額を確かめていないことは認めた。	
結果	不成立	
経過	和解の見込みがないため終了	
審理期間・期日回数	審理期間:78日, 期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	東京④	
申立年月日	2011年8月2日	
終了年月日	2011年10月21日	
紛争の種類・金融商品	預金払戻請求(預貯金)	
金融機関	労働金庫	
顧客	個人, 男性, 60代	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は, 昭和47年当時の約13万円の残高が記帳された通帳を発見し, 金融機関に対し当該預金の払戻しを請求したが, 口座が確認できないと言われて払戻しができなかったとして, その払戻しを求めた。	
	金融機関の立場: 金融機関は, 昭和53年に預金残がないことが確認できるので, すでに払戻し済みである可能性が高いが, 実際に払い戻したという記録までは残されていない, と述べた。	
結果	取下げ	
経過	預金台帳の存在を指摘するとともに, 払い戻したという記録はないが, その後20年以上経過しており, 保存期間が満了しているため, もはややむをえないのではないかと説明したところ, 顧客はその説明に納得して, 取り下げた。	
審理期間・期日回数	審理期間:81日, 期日回数:1回	
代理人	顧客:なし(妻が代理人)	金融機関:なし

番号	東京⑤	
申立年月日	2011年9月2日	
終了年月日	2011年9月20日	
紛争の種類・金融商品	連帯保証債務の錯誤無効主張(貸金)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人, 男性	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は, 連帯保証が非常に重い責任であると説明を受けていれば署名捺印しなかったとして, 連帯保証債務の錯誤無効を主張した。	
	金融機関の立場: 移管調停(移管後不成立, 金沢①)	
結果	移管調停(移管後不成立, 金沢①)	
経過	両当事者が同一の県内のため同県に移管調停になった。	
審理期間・期日回数	審理期間:19日	
代理人	顧客:なし	金融機関:-

番号	東京⑥	
申立年月日	2011年9月8日	
終了年月日	2011年12月16日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求(外貨建預金の為替変動による損害)(外貨預金)	
金融機関	大手金融機関	
顧客	法人	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は、金融機関から融資を受ける際に外貨建預金を行ったが、これは当該金融機関がその優越的地位を利用して外貨建預金を迫った不当なものであるとして、その為替変動による損害の賠償を求めた。	
	金融機関の立場: 金融機関は、融資と外貨建預金とは関係がなく、また外貨建預金はいつでも解約が可能であり、優越的地位の濫用はなかった、と述べた。	
結果	和解成立	
経過	優越的地位利用の有無についてはやや不明確な点があるものの、預金はいつでも解約でき解約を制約する要素は認められないので、損害との因果関係が弱かった。そこで、損害の一部金融機関負担のあっせん案を提示したところ、双方が合意した。	
審理期間・期日回数	審理期間:100日, 期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京⑦	
申立年月日	2011年10月6日	
終了年月日	2011年11月2日	
紛争の種類・金融商品	解約払戻金市場金利連動型個人生命保険についての契約無効主張(生命保険)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人, 女性, 80代	
事案の概要	顧客の立場: 申立人は、自己が理解不能の保険商品を購入させられたため、契約をなかつたこととして欲しいと申し立てた。	
	金融機関の立場:	
結果	移管調停(移管後不成立, 広島①)	
経過	広島弁護士会に移管	
審理期間・期日回数	両当事者が同一の県内のため、同県に移管調停となった。	
代理人	顧客:なし(娘婿が代理人)	金融機関:なし

番号	東京⑧	
申立年月日	2011年10月18日	
終了年月日	2012年2月3日	
紛争の種類・金融商品	株取引に基づく損失の損害賠償請求(断定的判断の提供等)(株式)	
金融機関	投資顧問会社	
顧客	個人, 男性, 60代	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は、資産形成のために前記金融機関の会員になって株式投資を開始し、当該金融機関からインサイダー情報に当たる間違いのない裏情報があるから絶対投資すべきとアドバイスされ、勧められた企業の株式を購入したところ、その後株価が急落して800万円超の損失を被ったとして、損害賠償を求めた。	

事案の概要	金融機関の立場： 金融機関は、そもそも株式投資は自己責任である上、株式投資の性質上「絶対」などの言葉を使うことはない、本件の株式を勧めたのは確かな情報に基づいた分析の結果である、と述べた。	
結果	和解成立	
経過	相手方が申立人に対し損害の1割程度を支払う。	
審理期間・期日回数	審理期間：109日，期日回数：2回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京⑨	
申立年月日	2011年10月25日	
終了年月日	2012年1月5日	
紛争の種類・金融商品	住宅ローン保証料返還請求(貸金)	
金融機関	労働金庫	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場： 顧客は一括前払いをした住宅ローンの保証料について、事前に十分な説明がなかったため、日割計算で完済時に戻ってくるものと思っていたとして、住宅ローン保証料の日割り計算での返還額不足分を請求した。 金融機関の立場： 金融機関は、保証料と返戻保証料等について適切に説明しており、その説明内容を確認し、内容説明書に署名捺印してもらった、と述べた。	
結果	取下げ	
経過	申立人は自己の署名済み確認書の開示を受け納得し、申立を取り下げた。(宮崎県での現地調停)	
審理期間・期日回数	審理期間：73日，期日回数：1回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	東京⑩	
申立年月日	2011年11月7日	
終了年月日	2011年11月25日	
紛争の種類・金融商品	EB債購入費用の全額返還請求(債券)	
金融機関	証券会社	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場： 顧客は、外資預金、投資信託等の解約後EB債券のリスクについての説明もなく金融機関担当者に無断でEB債を購入されたと主張した。 金融機関の立場： 金融機関は、弁護士会との協定は投資助言、代理業務に限定されており、金融商品に係る紛争はFINMACが指定紛争解決機関であるので弁護士会ADRへの応諾義務はないと述べた。	
結果	取下げ	
経過	協定外の事案であり、金融機関不応諾、金融ADRとしての受理ができないため、顧客に取り下げてもらった。	
審理期間・期日回数	審理期間：19日，期日回数：0回	
代理人	顧客：	金融機関：

番号	東京⑪	
申立年月日	2012年2月2日	
終了年月日	2012年2月13日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求(年金)	

金融機関	信用金庫	
顧客	個人, 女性, 60代	
事案の概要	顧客の立場: 申立人は, 年金の繰り上げ請求手続きの代行を相手方に依頼したところ, 相手方担当者の手続きミスにより, 年金の額が減額してしまったため, 慰謝料を請求する。	
	金融機関の立場: 愛知県弁護士会へ移管	
結果	移管調停(移管後和解成立, 愛知県⑨)	
経過	両当事者が同一県内のため, 同県に移管調停となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:12日(同意書受領による移管日まで), 期日回数:0回	
代理人	顧客:	金融機関:

【第一東京弁護士会仲裁センター】

番号	第一東京①	
申立年月日	2011年6月	
終了年月日	2011年11月	
紛争の種類・金融商品	債務額確認(貸金)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人, 女性, 50代	
事案の概要	不動産購入資金のためのローンの借入れの経緯等をめぐる紛争。 金融機関は, 顧客の主張には理由はないと述べたものの, 話し合いができるのであれば解決したいとの意向を示した。	
	結果 和解成立	
経過	債務残高を確認した上で, 一定額を免除することにより和解した。	
審理期間・期日回数	審理期間:約130日, 期日回数:4回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第一東京②	
申立年月日	2011年9月	
終了年月日	2011年12月	
紛争の種類・金融商品	一時払型生命保険解約請求等(預金・生命保険)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人, 男性, 70代	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は, 定期預金を解約して一時払型生命保険を契約したところ, 金融機関の担当者との間で, 別途, トラブルが生じたことから, 当該生命保険契約についても不信を持ち紛争となった。また, 顧客は慰謝料を請求した。	
	金融機関の立場: 金融機関は, 自らに非はないとしながらも, 紛争の早期解決の観点から譲歩を検討した。	
結果	和解成立	
経過	生命保険を解消して定期預金に戻すことにより和解。	
審理期間・期日回数	審理期間:約100日, 期日回数:4回	
代理人	顧客:なし(息子が代理人)	金融機関:あり

【埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター】

番号	埼玉①	
申立年月日	2011年1月	
終了年月日	2011年4月	
紛争の種類・金融商品	取引履歴の開示請求(預貯金)	
金融機関	農協	
顧客	個人, 男性	
事案の概要	顧客の立場: 母親の成年後見人なのに, 母親名義貯金口座の取引履歴を開示してもらえない。	
	金融機関の立場: 申立人が成年後見人に選任される前の取引履歴について, 守秘義務ゆえ開示することはできない。	
結果	不成立	
経過	和解の成立の見込みがないため終了。	
審理期間・期日回数	審理期間:93日, 期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	埼玉②	
申立年月日	2011年11月	
終了年月日	2012年2月	
紛争の種類・金融商品	相続貯金払戻請求(預貯金)	
金融機関	農協	
顧客	個人, 女性	
事案の概要	顧客の立場: 父の相続に関し, 次女, 三女は生前贈与を受けているが, 申立人だけもらっていない。 相手方から相続人全員の印がないと払い戻しに応じないといわれている。相続トラブルがあっても相手方に一切迷惑をかけない旨の念書を入れても構わないので, 払い戻して欲しい。	
	金融機関の立場: 次女と連絡をとっており, 払い戻しを認めないで欲しいといわれている。 被相続人と後妻の婚姻について, 訴訟を提起する予定と聞いている。 この結論によって, 法定相続分も異なってくる。また次女は, 他の払い戻しをした金融機関に対しても返還訴訟を予定しているとのことなので, この裁判の決着がつくまでは解決困難。	
結果	不成立	
経過	関連する裁判の結論によって, 法定相続分が変動するので, 相続財産の払い出しには応じられない。	
審理期間・期日回数	審理期間:92日, 期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	埼玉③	
申立年月日	2011年12月	
終了年月日	2012年2月	
紛争の種類・金融商品	貯金払戻請求(預貯金)	
金融機関	農協	
顧客	個人, 女性	
事案の概要	顧客の立場: 自分が開設・管理してきた子供名義の貯金の払い戻しに応じて欲しい。	

事案の概要	金融機関の立場： 訴訟により権利者を決定し、その判決に従い払い戻しに応じるか、名義人から払い戻しの同意書を提出してもらった上で払い戻しに応じるかのどちらかでなければ応じられない。	
結果	不成立	
経過	和解の成立の見込みがないため終了。	
審理期間・期日回数	審理期間：62日，期日回数：1回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

【大阪・公益社団法人総合紛争解決センター】

番号	総紛①	
申立年月日	2011年3月1日	
終了年月日	2011年6月6日	
紛争の種類・金融商品	代位弁済請求(貸金)	
金融機関	信用金庫(申立人)	
顧客	財団法人	
事案の概要	顧客の立場： 申立人は、貸付実行後、金融機関は資金使途の確認(設備購入時の領収書の写しの徴収等)を行うとの保証契約に違反しており、免責されるとの主張をしている。	
	金融機関の立場： 申立人信用金庫は、申立外A社を債務者、相手方を保証人とする5000万円の融資を実行した(保証割合は90%)。融資後、第1回の返済期日に申立外A社は、履行せず、その後の申立人の再三の督促にもかかわらず履行しなかった。そのため、申立人は相手方に対し、代位弁済を求めたところ、相手方は申立人に融資実行後の資金使途の確認、融資管理に問題があるとして、代位弁済をしようとしな。そこで、相手方は申立人に対して金約4700万円を支払う旨の和解あっせんを求める。	
結果	和解成立	
経過	第1回期日において双方から事情を聴取した上で、第2回期日において和解案を提示した。第3回期日において双方から和解案の意向聴取し、第4回期日において和解成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：97日，期日回数：4回	
代理人	顧客：あり	金融機関：なし

番号	総紛②	
申立年月日	2011年3月7日	
終了年月日	2011年3月28日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求(株式，仕組債)	
金融機関	証券会社	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場： 申立人は、自営する飲食店の常連客から、申立外A社の株で利益を得たことを聞き、自身もA社の株を3700万円分購入した。その後、A社の株は大きく下落し、申立人は、特に知識もなく購入したので、下落分はあきらめようと、相手方に、A社の株の売却を依頼したところ、相手方の担当者より、損した分を取り返しましょうと、他社の株式の他、仕組外債などの金融商品への買い替えの勧誘を受けた。この際、相手方より、当該金融商品について十分なリスク説明や、目論見書の交付もなく、結局、申立人は、約430万円の損害を蒙った。そこで、相手方は、申立人に対し同額を支払う旨の和解あっせんを求める。	
	金融機関の立場： 一切話し合いには応じない。	

結果	不応諾	
経過	一切話し合いには応じないため、不応諾として終結	
審理期間・期日回数	審理期間:21日, 期日回数:0回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	総紛③	
申立年月日	2011年4月8日	
終了年月日	2011年5月20日	
紛争の種類・金融商品	株式銘柄情報提供金返還請求	
金融機関	個人	
顧客	個人	
事案の概要	<p>申立人の立場: 申立人は、相手方が運営する株式銘柄に関する情報を掲載したブログを見て相手方とメールのやり取りをするようになり、相手方が100万円を預けてもらえば、預けた人に限定の株式銘柄情報を提供することであったので、相手方に100万円を預けた。当該100万円は1年間で返金する預り金であるとの説明であったところ、その後、申立人においてお金が必要になり、相手方に返金を求めたが、相手方は1年間は返金できないが分割であれば、少しずつ返金すること、2万円は返金されたものの、一括の返金は拒み続けている。そこで、相手方は申立人に対し、残金98万円を支払うとの和解あっせんを求める。</p> <p>相手方の立場: 連絡するも一切、回答がなく、期日にも出頭しなかった。</p>	
結果	不応諾	
経過	一切話し合いには応じないため、不応諾として終結	
審理期間・期日回数	審理期間:42日, 期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	総紛④	
申立年月日	2011年5月13日	
終了年月日	2011年6月13日	
紛争の種類・金融商品	損害補填請求(貸金庫)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人	
事案の概要	<p>顧客の立場: 顧客は金融機関と貸金庫利用契約を締結し、その貸金庫内に現金200万円を保管していたところ、現金50万円が無くなっていることが判明したので、金融機関に補填するよう求めたが、金融機関は補填に応じない。そこで、金融機関は顧客に対し金50万円を支払う旨の和解あっせんを求める。</p> <p>金融機関の立場: 全自動貸金庫システムの構造上、鍵を持っている借主以外のものが貸金庫を開けることは出来ない。よって、金融機関に責任はなく、顧客の主張には応じられない。</p>	
結果	不成立	
経過	双方から事実関係を聞いたが、そもそも顧客が現金200万円を貸金庫に保管していたかどうかも含めて証明するものはなく、金融機関の貸金庫システムの構造からも和解に至るものではなかった。	
審理期間・期日回数	30日, 期日1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	総紛⑤	
申立年月日	2011年6月29日	

終了年月日	2011年8月1日	
紛争の種類・金融商品	保険金支払請求(個人年金)	
金融機関	生命保険会社	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場: 申立人は平成15年に相手方生命保険会社との間で3件の積立率変動型個人年金保険を締結し、平成22年に満期を迎えたところ、契約時に相手方当事者が書面で示した満期金を下回るものであった。 そこで、相手方は申立人に対し、契約時に書面にて提示した満期金を支払うことについて和解あつせんを求める。	
	金融機関の立場: 申立てに対して協議する余地なしとして、話し合いには応じない。	
結果	不応諾	
経過	一切話し合いには応じないため、不応諾として終結	
審理期間・期日回数	審理期間:33日, 期日回数:0回	
代理人	顧客:あり	金融機関:なし

番号	総紛⑥	
申立年月日	2011年6月30日	
終了年月日	2012年5月23日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求(仕組債)	
金融機関	証券会社	
顧客	自治体	
事案の概要	顧客の立場: 申立人は、相手方4社(証券会社)より、2006~08年に基金運用のため、およそ80億円で、金融派生商品を組み込んだ「仕組み債」を購入したところ、円高の影響で5月末までに約12億円の評価損が出た。 申立人は仕組み債を販売した相手方証券会社など4社に対しリスクの説明が不十分だったとして損失分の返還を求めて、相手方4社と損失分の返還を求めて協議したが、解決にいたらなかった。 そこで、相手方は申立人に対し、損失分の返還について和解あつせんを求める。	
	金融機関の立場: 適合性原則違反、説明義務違反及び指導助言義務違反のいずれも認められず、錯誤無効も成立し得ず、かつ、申立人に具体的な損害が発生していないことから、申立人の損害賠償請求は認められない。	
結果	不成立	
経過	基金が含み損を抱えたまま30年もいわゆる塩漬け状態となることを回避するため、金融機関から必要な金額を長期低利で借り入れるという方を提案したが、解決には至らなかった。	
審理期間・期日回数	審理期間:328日, 期日回数:4回	
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

番号	総紛⑦	
申立年月日	2011年11月21日	
終了年月日	2012年1月13日	
紛争の種類・金融商品	定額貯金支払請求(定額貯金)	
金融機関	協同組合	
顧客	個人	

事案の概要	顧客の立場： 顧客は父親が死亡した際に亡父名義の定期貯金について、金融機関に解約を申し出たところ、すぐには解約できないとされた。その後、金融機関は、定期貯金が不明になっているので調査させて欲しいとの説明をしていたが、結局、データも定期証書も見当たらないので、払戻には応じられないとのことであった。 そこで、金融機関は顧客に対し、顧客の亡父親名義の定期貯金300万円を支払う旨の和解あっせんを求める。	
	金融機関の立場： 顧客が主張する定期貯金については存在が認められず、払出しには応じられない。	
結果	不成立	
経過	双方から事実関係を聴取したところ、顧客の主張は、もっぱら記憶に基づくものであり、証拠類はない。なお、金融機関の調査結果については、十分に顧客に対して説明がなされていないと思われることから、再度、説明することを提示し、本手続は、不成立として終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間：50日，期日回数：1回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	総紛⑧	
申立年月日	2012年1月10日	
終了年月日	2012年3月29日	
紛争の種類・金融商品	債務不存在確認請求(貸金)	
金融機関	生命保険会社	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場： 申立人は平成6年に相手方より住宅ローンを借入れ、毎月返済をしていたが、給与の減額などにより返済に窮するようになり、消費者金融からの借入れをするなどして、住宅ローンの返済及び生活費を賅っていたものの、消費者金融への利息支払が嵩み、申立人の経済状況は更に悪化した。 そこで、申立人は平成21年2月に申立代理人弁護士に債務整理を委任し、申立代理人は、申立人と取引のあった消費者金融各社との協議を行った結果、大幅に債務総額を減額したうえ、相当額の過払い金の返還を受けることができたことから、相手方に住宅ローンの返済について、期限の利益の回復及び月額の協議を申し入れた。 ところが、協議は難航し、平成22年12月に申立人は相手方に返済月額10万5千円、別途の保証人は付さない、遅延損害金部分については元本の弁済に先立って月額12万円の分割弁済とする内容を提案したが、平成23年3月になっても相手方は回答を示さず、その後も再三にわたり督促するも、相手方は社内決済などに時間がかかっている旨述べて、回答を示さなかったところ、平成23年11月になって返済シミュレーション案が提示されたが、同シミュレーション案には、シミュレーション案提示日までの遅延損害金が計上されていた。 しかし、平成22年12月に申立人が相手方に提案して以降、平成23年11月までの期間の経過は、相手方の都合によるものであるため、納得のできるものではない。 そこで、相手方は申立人に対し、29万円を超える遅延損害金の請求をしない旨の和解あっせんを求める。	
	金融機関の立場： 遅延損害金については、協議を行うが、その他の事項については概ね、当初の契約どおり対応していただくべきである。	
結果	和解成立	
経過	当初から、相手方も申立人が現実的な提案をした時点までの遅延損害金を支払うことにつき、了承していたため、第1回期日において概ね、和解に合意し、第2回期日で和解成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：79日，期日回数：2回	
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

【京都弁護士会紛争解決センター】

番号	京都①	
申立年月日	2011年9月	
終了年月日	2011年11月	
紛争の種類・金融商品	会員保障制度適用請求	
金融機関	クレジット会社	
顧客	個人, 男性	
事案の概要	顧客の立場: 海外で地下鉄の切符購入時にクレジットカードを盗まれ,日本円にして約11万円が引き出される被害に遭った。会員保障制度を適用し, 同額の補填を求める。	
	金融機関の立場: 会員規約に基づき, 申立人に請求したものである。本件では暗証番号取引がされているところ, 暗証番号取引については補償対象外となっている。会員規約においては会員に客観的な過失があったかどうかの問題となっているのではなく, クレジット会社の裁量において過失があったと認めるかどうかの補償の適用要件となっている。	
結果	和解成立	
経過	あっせん人が示した和解案(7割を相手方が申立人に支払う)で両当事者が合意した。	
審理期間・期日回数	審理期間:50日, 期日回数:2回	
代理人	なし	金融機関:なし

番号	京都②	
申立年月日	2011年9月	
終了年月日	2011年12月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求(預貯金)	
金融機関	農協	
顧客	個人, 女性	
事案の概要	顧客の立場: 相続対象貯金の不正支出があり, 損失金額の補償を求める。相続人の一人が, 被相続人生存中に, 被相続人から預かった貯金通帳と印鑑を自由に使い, 多額のお金を引き出した。委任状・本人確認なしで出金されており, 不正行為である。	
	金融機関の立場: 本件は, 正当な代理権行使に基づく預金払い戻しであり, 問題はないと認識している。申立人ら相続人間で解決すべき問題と考えており, 和解に応じるつもりはない。	
結果	不成立	
経過	和解成立の見込みなし。	
審理期間・期日回数	審理期間:118日, 期日回数:3回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【兵庫県弁護士会紛争解決センター】

番号	兵庫県①	
申立年月日	2011年6月	
終了年月日	2012年1月	
紛争の種類・金融商品	生命共済金返還請求(生命共済金)	
金融機関	農協	

顧客	個人, 女性, 30代	
事案の概要	顧客の立場: 夫は自己が契約者となり, 顧客を死亡共済金受取人とする生命共済契約を締結した。亡夫の生前, 顧客は死亡共済金請求権に金融機関の質権を設定した。顧客としては, 夫自身の金融機関からの借入金だけに質権を設定したつもりであった。ところが, 夫の死後, 死亡共済金を請求したところ, 金融機関は, 夫の経営していた会社の借入金の保証債務についてまで質権を実行した。会社の当該債務には不動産担保が設定され, 会社は返済を遅滞していない。確かに, 顧客が署名押印した担保差入証には, 夫の金融機関に対する一切の債務を被担保債権として質権を設定すると記載されているが, 金融機関からそのような説明は受けなかった。夫の保証債務についてまで質権を実行したことは不当であり, その分の返還(共済金の支払い)を求める。	
	金融機関の立場: 死亡共済金請求権に対する質権の設定及び実行手続に法律上の問題はないので, 顧客の請求には応じられない。	
結果	不成立	
経過	あっせん委員は, ①説明義務の履行②優越的地位の濫用③生命共済金の特殊性等を指摘し, 金融機関の質権の設定及び実行手続に問題があったという認識のもと, 当事者双方の「責任割合」を考えた上で, 金融機関は保証債務に対する質権実行を撤回し共済金を支払う, 顧客は保証債務の一部を任意に返済すること等を内容とするあっせん案を提示した。金融機関に対しては, 上部団体とも協議するよう要請したが, 金融機関は, 金融機関の責任割合が大きすぎて, 顧客からの任意返済額が少なすぎるという理由で, あっせん案を拒否した。そこで, あっせん委員は, あっせん案と同じ内容の特別調停案を改めて双方へ提示した。顧客は受諾したものの, 金融機関は拒否したので, あっせん手続は打切られた。その後, 金融機関は, 顧客を被告とする訴訟を提起した。	
審理期間・期日回数	審理期間:211日, 期日回数:5回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	兵庫県②	
申立年月日	2011年9月	
終了年月日	2012年1月	
紛争の種類・金融商品	抵当権抹消請求(貸金)	
金融機関	信用金庫	
顧客	法人	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は金融機関を窓口として, 顧客の代表者の配偶者の姉が所有する不動産上に根抵当権を設定して, 保証協会から1500万円を借り受けた。顧客はこの1500万円を返済したが, その後, 保証協会から別に融資を受け債務が残っており, 根抵当権ゆえに抹消できないと説明された。しかし, 当該融資は既に完済されているので根抵当権の抹消を請求する。	
	金融機関の立場: 顧客は根抵当権の設定にあたり普通抵当と根抵当の区別について説明を受けていないと主張するが, 金融機関は契約書の作成にあたり, これを説明している。別の担保物件を提供してもらえらば, 今回の物件から設定を外す事は可能である。	
結果	不成立	
経過	顧客が別の物件を代替担保に提供し, 本件不動産上の根抵当権を抹消することを金融機関に検討してもらったが, 金融機関は, 顧客が代わりに提供する物件には既に別の抵当権が設定されており担保余力に乏しいため, この提案を受け入れるのは困難と拒絶したため, 和解の見込が無く打切とした。	
審理期間・期日回数	審理期間:121日, 期日回数:3回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【愛知県弁護士会紛争解決センター】

番号	愛知県①	
申立年月日	2011年3月	
終了年月日	2011年4月	
紛争の種類・金融商品	証券取引のトラブルに関する紛争(証券取引)	
金融機関	証券会社	
顧客	個人, 女性	
事案の概要	顧客の立場: 認知症となった母が行っていた証券取引を引き継いだ、不当な売買を業者が繰り返したことによる証券会社に対する取引解約などを求める。	
	金融機関の立場: あっせん仲裁手続に応じられないため不出頭。	
結果	不応諾	
経過	第1回期日にて申立人に事情をお伺いするが、相手方不応諾(不出頭)のため、終了宣言となる	
審理期間・期日回数	審理期間:49日, 期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	愛知県②	
申立年月日	2011年6月	
終了年月日	2011年7月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求(証券取引)	
金融機関	証券会社	
顧客	個人(夫婦)	
事案の概要	顧客の立場: 証券会社の顧客が担当者に勝手に口座を利用して損害を被った。	
	金融機関の立場: あっせん仲裁手続に応じられないため不出頭。	
結果	不応諾	
経過	相手方不応諾の為、申立人らの意向を受け、あっせん仲裁人より期日を開かず終了宣言にて手続終了する。	
審理期間・期日回数	審理期間:39日, 期日回数:0回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	愛知県③	
申立年月日	2011年6月	
終了年月日	2011年7月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求(預貯金等)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人, 女性	
事案の概要	顧客の立場: 不正に引き出された預金, クレジット等の補償を求める	
	金融機関の立場: 申立人自身が預金を引き落としており、また、カード被害については警察が被害届を受理していないので被害補償には応じられない。	
結果	取下げ	
経過	第1回期日を双方出席の元行うが、申立人が期日にて訴訟移行のため明確に取下げの意向を示され、取下げとなる。	
審理期間・期日回数	審理期間:51日, 期日回数:1回	

代理人	顧客:なし	金融機関:なし
-----	-------	---------

番号	愛知県④	
申立年月日	2011年6月	
終了年月日	2011年7月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求(預貯金)	
金融機関	銀行	
顧客	個人, 女性	
事案の概要	顧客の立場: 不正に引き出された預金, クレジット等の補償を求める	
	金融機関の立場: あっせん仲裁手続に応じられないため不出頭。	
結果	取下	
経過	申立人が訴訟移行のため期日前に取下げをして手続終了。	
審理期間・期日回数	審理期間:40日, 期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	愛知県⑤	
申立年月日	2011年7月	
終了年月日	2011年10月	
紛争の種類・金融商品	定期預金払戻請求(定期預金)	
金融機関	農協	
顧客	個人, 男性	
事案の概要	顧客の立場: 再発行された定期貯金証書払戻を請求した所, 既に払戻がなされているとして拒否された為, 払戻を請求。 申立人は, 定期貯金証書を再発行しながら, それに基づいた払戻をしないで払戻をしてしまったのは全く理解できない。父からも払戻を受けたと聞いていないと主張。	
	金融機関の立場: 相手方は, 元帳に払戻の記帳があるだけで関連資料がない。貯金証書を再発行しながらそれに基づかない払戻は通常あり得ない。ただ, その証書の交付を受けたことで処理をした可能性があると予想できると主張。	
結果	和解成立	
経過	定期預金証書と引き換えに一定額を支払うという和解で解決する。	
審理期間・期日回数	審理期間:35日, 期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	愛知県⑥	
申立年月日	2011年9月	
終了年月日	2012年2月	
紛争の種類・金融商品	預金払戻請求(預貯金)	
金融機関	農協	
顧客	個人, 男性	
事案の概要	顧客の立場: 第三者による貯金の引き出しを主張し, 払戻を請求。 申立人は, 自分の貯金が知らないうちに第三者によって引き出されたことを主張。	

事案の概要	金融機関の立場： 申立人が預金者かどうか疑わしいと主張する。 申立人は自身が預金者であることを証明する書面を出せないが、相手方は、申立人が預金者ではないことを示す書面が農協内に残っていないと主張。	
結果	和解成立	
経過	相手方から一定額の支払いを申立人が受けることでの和解解決となる。	
審理期間・期日回数	審理期間:118日, 期日回数:5回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	愛知県⑦	
申立年月日	2011年10月	
終了年月日	2011年10月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求(社債)	
金融機関	証券会社	
顧客	個人, 女性	
事案の概要	顧客の立場： 証券会社が勧めた社債を購入したが、会社が破綻したとして損失の補填を請求。 金融機関の立場： 申立人が当センターに申立する前に、FINMACで申立てをしていたこと(結果は打ち切り)を理由に応じないとの意向を示した。	
結果	不受理	
経過	相手方の意向を受け、協定書の内容と照らし合わせ、委員会にて不受理を決定。	
審理期間・期日回数	期日回数:0回(不受理)	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	愛知県⑧	
申立年月日	2011年10月	
終了年月日	2011年12月	
紛争の種類・金融商品	債務不存在確認	
金融機関	農協	
顧客	個人, 男性	
事案の概要	顧客の立場： 仲介手数料の支払請求に対し仲介業者に債務不履行があり支払義務はないと主張する。 金融機関の立場： あっせん仲裁手続に応じられないため不出頭。	
結果	不応諾	
経過	相手方不応諾の為、申立人のみで第1回期日を開くが、解決の見込みがないため、終了宣言にて手続終了となる。	
審理期間・期日回数	審理期間:58日, 期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	愛知県⑨	
申立年月日	2012年2月	
終了年月日	2012年3月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求(年金)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人, 女性	

事案の概要	顧客の立場： 相手方信用金庫が申立人の承諾を得ずに年金の繰上支給申請をしたとして損害賠償を請求。 申立人が相手方に年金受給の繰上請求の相談をした際、相手方担当者が年齢を聞き流し、申請書類を代筆し、処理を進めたので、年金受取額が減額してしまったことに対する慰謝料を請求。	
	金融機関の立場： 相手方は、申立人に対し、年金繰り上げに関し一部説明不足があったこと、職員が申請書類を代筆したことを認めるが、相手方の対応は不法行為ではない。これ以上説明により誠意を尽くすことはできない。	
結果	和解成立	
経過	相手方が申立人に対し、解決金を支払う内容の和解解決となる。 (東京弁護士会からの移管調停 東京①)	
審理期間・期日回数	審理期間:32日, 期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【金沢弁護士会紛争解決センター】

番号	金沢①	
申立年月日	2011年9月2日(東京弁護士会受付)→2011年9月22日当会へ移管	
終了年月日	2011年11月2日	
紛争の種類・金融商品	債務不存在(貸金)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人, 男性, 40代	
事案の概要	顧客の立場： 保証委託契約の無効を求める。	
	金融機関の立場： すでに代位弁済が実行されており、応じることはない。	
結果	不成立	
経過	紛争の性質, 期日における当事者の態度等その他事情を勘案して和解の見込みはないと判断した。(東京弁護士会からの移管調停 東京⑤)	
審理期間・期日回数	審理期間:41日, 期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【広島弁護士会仲裁センター】

番号	広島①	
申立年月日	2011年11月	
終了年月日	2011年12月	
紛争の種類・金融商品	個人年金保険についての契約無効請求(個人年金)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人, 女性, 80代	
事案の概要	顧客の立場： 高齢者に対し、リスクの高い個人年金契約を、契約させたことについて、契約の無効, 払込金の返還を求める。	
	金融機関の立場： 契約は有効であり、返金には応じられない。	
結果	不成立	
経過	双方の主張に隔たりが大きく、和解の見込みがない。 (東京弁護士会からの移管調停 東京⑦)	
審理期間・期日回数	審理期間:30日, 期日回数:1回	

代理人	顧客:あり(親族)	金融機関:あり
-----	-----------	---------

【岡山弁護士会岡山仲裁センター】

番号	岡山①	
申立年月日	2011年3月	
終了年月日	2011年8月	
紛争の種類・金融商品	定期積金払戻請求(定期積金)	
金融機関	農協	
顧客	個人, 女性, 50代	
事案の概要	顧客の立場: 顧客の夫が農協職員という立場を利用して, 顧客の了解を得ずに, 顧客の給振口座から口座振替にて定期積金を契約し, 解約・新規を繰り返した。その額は500万円に上る。夫といえども, 名義人本人の知らないところで解約・新規を繰り返していれば, それは夫婦間の問題ではなく, 正当な手続に基づかない不適切な処理ではないのか。口座から定期積金に振り替えられた500万円を戻してほしい。	
	金融機関の立場:	
結果	和解成立	
経過	顧客の夫が顧客に対して支払いをする, 金融機関は支払いに関し指導確認する等の内容の和解成立。	
審理期間・期日回数	審理期間:128日, 期日回数:3回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	岡山②	
申立年月日	2011年4月	
終了年月日	2011年6月	
紛争の種類・金融商品	ATM入金(預貯金)	
金融機関	農協	
顧客	個人, 女性, 60代	
事案の概要	顧客の立場: 顧客は農協のATMを利用して, 母の口座にキャッシュカードで入金をしたが, 後日, 通帳を確認したところ, 入金になっていなかった。	
	金融機関の立場: ジャーナル, 監視モニターを確認したが, 顧客が来店し入金した形跡はなかった。ATMのメーカーにも確認を依頼したが, 「まず考えられない」との意見であった。数回にわたり調査を行ったが, 入金の実実は無かった。	
結果	不成立	
経過	和解の成立の見込みがないため終了。	
審理期間・期日回数	審理期間:61日, 期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	岡山③	
申立年月日	2011年9月	
終了年月日	2011年9月	
紛争の種類・金融商品	ローン取引契約無効確認請求, 慰謝料請求(貸金)	
金融機関	農協	
顧客	個人, 男性, 40代	

事案の概要	顧客の立場： 顧客名義で勝手に署名・捺印したローン契約がある。平成12年に契約されたローンであるが、顧客は平成23年にこのローンの存在を知った。契約に至った経緯の説明を金融機関に求めたが説明がなかった。ローン契約に至った経緯の説明とこれまで返済した金の返金及び慰謝料請求を求める。	
	金融機関の立場： 少なくとも2回、契約経緯について説明したが、顧客の理解は得られていない。ローン契約書の署名は、顧客の母親が行ったものではあるが、母親が継続的に使用しており、返済も母親から受入れているものであり、契約は有効との見解である。ローンの返済金についても、母親が返済したもので、顧客から返済を受けたものではないとしている。	
結果	不成立	
経過	話し合いができる雰囲気ではなく、打ち切りとした。	
審理期間・期日回数	審理期間：17日，期日回数：1回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	岡山④	
申立年月日	2011年10月	
終了年月日	2011年11月	
紛争の種類・金融商品	生命保険契約(生命保険)	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，女性，60代	
事案の概要	顧客の立場： 生命保険であるとの説明を受けずに、生命保険契約を締結した。金融機関からは、元本保証であり500万円を預けると600万円になるとの説明はあったが、生命保険との説明はなかった。元本保証であるかを何度も確認し、信用してお金を預けた。結果として100万円の損害を受けたので、その賠償を求める。	
	金融機関の立場：	
結果	和解成立	
経過	金融機関が顧客に解決金として一定額を支払う内容の和解成立。	
審理期間・期日回数	審理期間：33日，期日回数：2回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	岡山⑤	
申立年月日	2011年12月	
終了年月日	2012年1月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求(預貯金等)	
金融機関	農協	
顧客	個人，男性，60代	
事案の概要	顧客の立場： 母親の死亡に伴い、相続手続の為、取引履歴を請求して確認を行ったところ、金融機関の不適切な事務処理が原因により、その後の貯金(相続額)が減少していたので、相当額の賠償を求める。母親名義のキャッシュカード発行時の申込書が代筆であった。母親同席のもと対応したと金融機関は説明するが、意思確認、本人確認等の記録が保存されておらず、適切な事務処理が行われたとは言いがたい。また、その数ヶ月後、定期積金の解約申込書に母親が自署しているのは、時系列的に考えても不思議である。	
	金融機関の立場：	
結果	不成立	
経過	和解の成立の見込みがないため終了。	
審理期間・期日回数	審理期間：32日，期日回数：1回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	岡山⑥	
申立年月日	2011年12月	
終了年月日	2012年3月	
紛争の種類・金融商品	投資信託損失補填(投資信託)	
金融機関	地方銀行	
顧客	個人, 男性	
事案の概要	顧客の立場: 特に苦情は出しておらず, 金融機関の申し出に応じる旨の意思を示している。	
	金融機関の立場: 顧客に対して投資信託を販売した。顧客には知的障害があり, 申込書の記載は母親が代筆した。金融機関担当者は, 両親が同意しているので, 販売も代筆も問題ないと考えた。金融機関の内部調査により, 本件は不適切な販売の可能性があることが判明した。金融機関が顧客と再度面談したところ本件の販売は適切さに欠けた面があったと判断したので, 謝罪の上, 何らかの解決をしたい旨を申し出た。	
結果	和解成立	
経過	金融機関が顧客に和解金として一定額を支払う内容の和解成立。	
審理期間・期日回数	審理期間:71日, 期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【熊本県弁護士会紛争解決センター】

番号	熊本県①	
申立年月日	2012年2月	
終了年月日	2012年3月	
紛争の種類・金融商品	借入金返済の一部免除, 残金の分割払の承認を求める(貸金)	
金融機関	銀行	
顧客	法人	
事案の概要	顧客の立場: 相手方金融機関の勧めにより株式及び投資信託を購入し, 借入金の担保に差し入れた。相手方は申立人の同意を得ることなく, 担保価値の下がっているタイミングで株式及び投資信託を売却し, 結果として合計約2500万円の損失が出た。担保価値の毀損の責任は相手方にもあるため, 担保価値の減少による不利益を相手方も負担すべきである。また, リスクの相談をしても相手方は不誠実な対応で, 申立人の申込みを検討することもなく, いきなり申立人及び関係者らの相手方銀行口座を凍結した。これは中小企業に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律第3条に違反する。	
	金融機関の立場:	
結果	不応諾	
経過	-	
審理期間・期日回数	-	
代理人	顧客:あり	金融機関:なし

【鹿児島県弁護士会紛争解決センター】

番号	鹿児島県①	
申立年月日	2011年11月	
終了年月日	2012年3月	
紛争の種類・金融商品	金融渉外担当者による不適切な貯金払戻・解約処理(預貯金)	
金融機関	農協	

顧客	個人, 女性, 90代	
事案の概要	顧客の立場: 伯母の貯金取引の中に, 本人の申出によらない取引が日常的に, 多数回にわたり混在しているのではとの疑念が払拭されない。	
	金融機関の立場: 申出内容に対し, 農協としては正しいやり方で業務を行っており, 落ち度はない。	
結果	不成立	
経過	和解の成立の見込みがないため終了。	
審理期間・期日回数	審理期間:115日, 期日回数:2回	
代理人	顧客:相談者の甥	金融機関:なし

【仙台弁護士会紛争解決支援センター】

番号	仙台①	
申立年月日	2011年6月	
終了年月日	2012年1月	
紛争の種類・金融商品	増担保請求等撤回請求(貸金)	
金融機関	農協	
顧客	法人	
事案の概要	顧客は金融機関から手形貸付けを受け, 継続的に書替に応じて貰っていたが, 今般より担保不足等を理由に書替を拒否されたため, 貸付の継続を求めた事案。	
結果	不成立	
経過	貸し付け条件が折り合わず和解成立の見込みなしとして終了。	
審理期間・期日回数	審理期間:233日, 期日回数:5回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	仙台②	
申立年月日	2011年9月	
終了年月日	2011年10月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求, 貯金払出事務説明請求(預貯金)	
金融機関	農協	
顧客	個人, 男性	
事案の概要	顧客は金融機関へ貯金をしていたが, 過去3度にわたり身に覚えのない引き出しがされていたため事実確認および損害賠償の支払を求めた事案。	
結果	不成立	
経過	和解成立の見込みなしとして終了。	
審理期間・期日回数	審理期間:33日, 期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	仙台③	
申立年月日	2012年1月	
終了年月日	2012年2月	
紛争の種類・金融商品	損害賠償等請求(貸金)	
金融機関	農協	
顧客	個人, 男性	

事案の概要	顧客は金融機関から無利子で借入ができる制度を紹介され、それを利用する前提で、新規事業の準備を行った。ところが金融機関担当者が手続きを進めておらず、無利子での借入ができずに結局有利子での借入をすることになった。また、あわせて適正な事業計画に対する指導が受けられなかったことにより、私財を売却するなどして追加投資をせざるを得なくなった為、金融機関へ損害賠償を求める。	
結果	不成立	
経過	金融機関も基本的には過失を認めるものの、損害の対象範囲について主張の開きが大きく、和解成立の見込みなしとして終了。	
審理期間・期日回数	審理期間:44日, 期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【愛媛弁護士会紛争解決センター】

番号	愛媛①	
申立年月日	2011年2月2日	
終了年月日	2011年4月11日	
紛争の種類・金融商品	貸金請求調停事件(貸金)	
金融機関	銀行(申立人)	
顧客	Y1会社・Y2個人男性	
事案の概要	平成20年7月、申立銀行は相手方Y1会社に対して金2,000万円を貸付け、相手方Y1会社は、その金員で相手方Y1会社の代表者である相手方Y2からの借入金返済した。 相手方Y1会社から貸付金2,000万円の返済を受けた相手方Y2は、この金員で申立銀行の「元本割れの危険のある外貨預金」を利用し1ユーロ約169円で預入した。 しかし、平成20年9月のリーマンショックの為、1ユーロ約137円となり、返還が確定した時点での含み損は、約360万円となった。 相手方Y2は、「リーマンショック以前に外貨での受取になる可能性があったのであれば、申立銀行は、経過報告をするべきであったのにそれがなく納得できない」等を主張し、相手方Y2が受けた損失は、申立銀行或いは申立銀行の当時の勧誘者が損失補償すべきであると要求した。 同時に、相手方Y1会社が申立銀行に対して負っている前記貸付債務2,000万円に対する弁済も一切拒絶している。	
結果	取下げ	
経過	顧客側が2回とも出席せず、取下げとなった。	
審理期間・期日回数	期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり